

国立市庁舎地下1階地下食堂跡地での弁当等販売事業者募集要項（令和6年度）

1. 目的

市職員や来庁される市民の利便性向上のため、地下1階食堂跡地で弁当、おにぎり、パン等販売を行うお弁当等販売事業者を募集します。

2. 内容

- (1) 所在地 国立市富士見台2丁目47番地の1
- (2) 販売場所 国立市役所地下1階食堂跡地
- (3) 販売スペース 1事業者あたり約4㎡程度の場所を提供
出店は2事業者を基本、頻度は事業者ごとに週1～3回程度を想定
※状況に応じて調整する場合があります。
- (4) 販売期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(木曜日、土曜日、日曜日、祝日を除く)
※状況に応じて、変更する場合があります。
- (5) 販売時間 準備及び片付けを含めて、午前11時から午後2時まで
※販売については、午前11時30分から午後1時30分まで
- (6) 販売品目 弁当、おにぎり、サンドウィッチ、パン、総菜等
※その場での調理や盛り付けは不可
- (7) 使用料金 無料

3. 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- 支払うべき税金の滞納がないこと
- 食品衛生法に基づく店舗の営業許可を受けていること
- 上記の他、法令により必要となる許可、資格を有すること
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと
- 国立市暴力団排除条例第2条各号に規定する者でないこと
- 販売品目のリストを提出すること
- 販売実績（品目ごとの）を提供すること
- 市が予め使用を認めた備品以外の市の物品、設備、場所を使用しないこと
- その他、募集要項、仕様書で定める事項および、総務課の指示に従うこと

4. 応募申込手続き

(1) 応募方法

①

現在、出店事業者は募集しておりませんが、空き枠が生じた場合に市から出店依頼できるように出店待機事業者の名簿登録をしています。

ご興味のある方は、総務課庶務管財係までご連絡ください。

本事業についてご説明させていただきます。

(2) 必要書類

①国立市弁当等販売申請書

②販売メニュー企画書

③市税について滞納のない証明（発効後、3か月以内の直近の法人市民税証明書（法人）または市都民税納税証明書）

※国立市外の事業者等にあっては所在地の自治体の証明書

④食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

⑤営業許可申請書・届出書（写し）

5. 販売事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

(1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、国立市総務課の指示に従わなかった場合

(2) 募集要項、仕様書の各条件等に違反した場合

(3) 食中毒等の発生により弁当販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合

(4) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

6. その他

(1) 弁当等は、各店舗であらかじめ作ってきたものに限り、市役所庁舎内で調理や盛り付けをするものは販売できません。

(2) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。

(3) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。

- (4) 販売する弁当等に関するトラブルについて、国立市総務課では一切の責任を負いません。
- (5) 市では、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (6) 共有物は適正に管理してください。
- (7) 食品については、個包装した物のみを販売してください。
- (8) 従業員の体調管理を徹底してください。
- (9) 販売場所にごみ回収ボックスを設置し、販売した弁当殻等を確実に回収してください。また、市庁舎の給湯室内に販売した弁当殻がある場合についても確実に回収してください。

以上